

長野県新型コロナウイルス感染症対応方針（８月１日～８月３１日） ～「新しい生活様式」の定着と経済活動の両立～

令和２年７月３１日

新型コロナウイルス感染症長野県対策本部

１ 現状・基本認識

（１）現状

緊急事態宣言の全面的な解除から、約２月が経過した。政府の基本的対処方針に基づき、この２カ月間は３期に分けてイベントの開催基準等が段階的に緩和され、全国的に社会経済活動の引き上げが進められてきた。

しかし、一旦落ち着きをみせていた新規感染者は、東京都を中心に増加傾向となり、この傾向は全国的に広がりを見せている。全国の新規感染者は連日多数確認されおり、感染の再拡大が強く懸念される状況となっている。

このため、国においては８月以降のイベント緩和方針の延期など、方針の一部転換が図られている。

本県においても、７月１１日以降連日のように新たな新規感染者が確認されており、７月２８日には、直近１週間の人口１０万人当たり新規感染者数が０.５９人となった。このため、７月２９日に長野県全域の新型コロナ感染症・感染警戒レベルを２に引き上げ、「新型コロナウイルス注意報」を発令し、感染者が多数発生している地域への往来や感染防止策の徹底等について注意喚起を行った。（７月３１日現在０.８３人）

今後、本県においても更なる感染拡大が生ずるおそれがあるか、県内外の感染状況を注視するとともに、迅速かつ的確に対応を講じていくことが必要な状況となっている。

（２）基本認識

感染が拡大傾向にある現状を踏まえると、８月の１カ月間は、感染拡大防止と社会経済活動を両立させることができるかどうか、極めて重要な局面になると考えられる。

新型コロナウイルス感染症のリスクは身近に存在しており、ウイルスとの共存を図るためには、「新しい生活様式」の定着に向けた取組を推進する必要がある。

更に、感染拡大に備え療提供体制や検査体制の充実を引き続き進めるとともに、感染拡大の兆しを的確に捉え、直ちに対策の強化を図ることのできる体制を整える必要がある。こうした感染症対策を実施しながら、冷え込んでいる県内経済の再生を図るため、消費喚起、県内観光の促進等経済活動の活性化を支援するとともに、県民生活を支援し、感染防止対策と経済活動を両立させる取組を鋭意進めていかなければならない。

県としては、すべての県民と連帯協力してこの危機を乗り越えていくため、学びと

自治のアプローチにより、県民の自己決定の最大限の尊重を基本に対策を講じていく。

以上の認識の下、8月1日から8月31日までの対策においては、引き続き以下の3点を重点として、進めることとする。

- 1 「新しい生活様式」の定着を推進すること
- 2 医療・検査体制の整備など更なる感染拡大への備えを進めること
- 3 県民の皆様の生活を支え、経済の再生を図ること

2 「新しい生活様式」の定着を推進するための取組《重点1》

(1) 「新しい生活様式」の定着推進

新型コロナウイルス感染症が、飛沫や接触によりウイルスが目・鼻・口から入って感染することを踏まえ、県民の皆様が感染を防止するための行動を自ら考え、実践できるよう、「信州版『新たな日常のすゝめ』」及び「新型コロナウイルス感染症対策長野県県民手帳」について周知を図り、「新しい生活様式」に沿った行動の定着を推進する。

とりわけ店舗・事業所に入るときなど人と接する場合は、マスクの着用をマナーとして行うよう呼びかけるとともに、「うつらない」（自分を守る）、「うつさない」（周囲を守る）、「ひろげない」（地域を守る）ための行動の定着を図る。

これらの感染を防止するための行動については、感染拡大が懸念されている地域を含め、他県から当県へ来訪した方に対しても周知を図り、必ず自分の健康観察を行い、風邪症状がある場合は外出を控えることや、自己の行動歴について記録しておくことなどについて実施を呼びかけていく。

〔各部局〕

(2) 県外との往来

県において、他都道府県の感染状況を常にモニタリングし、直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数が1.0人を上回っている都道府県への往来に当たっては、次のとおり慎重な行動をとることを県民に呼びかける。

- ・人ごみを避ける。
- ・接客を伴う飲食店などクラスターの発生する可能性のある場所への訪問を控える。
- ・感染防止の3つの基本（身体的距離の確保、人混みの中でのマスク着用、手洗い、手指の消毒）など、基本的な感染防止策を徹底。
- ・当該地域から戻った後も自らの健康観察を行うとともに、行動歴について記録する。

また、感染拡大が更に進んだ都道府県（直近1週間の人口10万人当たりの新

規感染者数が2.5人を上回っている都道府県）への往来については、必要性をあらためて検討し、慎重に判断するとともに、高齢者等の重症リスクの高い方にはできるだけ往来を控えることを検討するよう呼びかける。

夏季における帰省については、風邪症状などの体調の異変がある場合は帰省を控えるよう、また、感染の拡大している地域からの帰省は慎重に対応するようご家族を通じて呼びかける。

〔危機管理部・観光部〕

（３）新型コロナウイルス感染症対策長野県県民手帳の配布

基本的な感染対策や相談窓口等を紹介するほか、個人の体調や行動履歴が記入できる「新型コロナウイルス感染症対策長野県県民手帳」を県民に配布する。

〔健康福祉部・営業局〕

（４）高齢者など重症化リスクの高い方々を守る取組

高齢者や基礎疾患のある方など、重症化リスクの高い方の感染を予防するため、市町村等とも連携して、これらの方々への情報発信を強化するとともに、高齢者等の集まる場所の運営者に感染防止に関する注意喚起を改めて行う。

また、高齢者が多く利用するスーパーなどの店舗に対しても、混雑が避けられる時間の周知など、密集を避けるための対策等を働きかける。

〔健康福祉部・産業労働部・危機管理部〕

（５）ガイドラインの周知を通じた各業界への感染防止策の徹底の要請

業界ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）の周知を図り、適切な感染防止策（入場者の制限（席数や面積に応じた制限等）、施設内での物理的距離の確保、客が手を触れられる箇所の定期的な消毒、客の健康状態の聞取り、入口での検温、マスクの着用、換気等）の徹底を図る（特措法第24条第9項）。

また、対策本部及び地方部にガイドラインの遵守を事業者徹底してもらうためのチームを設置し、諸法令による許可の申請や更新等の機会を活用するなど、様々な機会を捉えて事業者に対しガイドラインの浸透を促す。

更に、適切な感染防止対策の実施にあたっては、国の「持続化補助金」及び県の上乗せ補助により支援を行っていることを周知し、活用を促す。

〔各部局〕

（６）商店街による取組の支援

飲食店等に対し、商店街と連携しガイドラインの遵守に向けた取組を支援するとともに、飲食店等が行う感染防止対策に対し、「持続化補助金」等を活用するよう周知するなど、きめ細かな支援を行う。

〔産業労働部〕

(7) 会食、飲み会における感染リスクについての注意喚起

全国的に会食や飲み会における感染が増加していることを踏まえ、会食等に際しては、「3密」になりやすい場での多人数による実施や、長時間におよぶ会食、大声を出す行動等を控えるなど、感染リスクが高い行動を避けるよう呼びかける。

また、飲食店等を利用する場合は、「新型コロナ対策推進宣言」の実施など感染防止策を講じている店舗の利用が望ましい旨を周知する。

〔各部局〕

(8) 「新型コロナ対策推進宣言」の推進

経済活動の再開及び需要喚起を図るため、新型コロナ対策経営推進員（商工会・商工会議所の経営指導員等）の助言・指導のもと、自ら適切な感染防止策を検討・実施する事業者を増やし、安心して利用や買い物等ができる環境づくりを行う。

〔産業労働部〕

(9) 「新しい生活様式」に適応した事業活動の支援

観光関連事業者等中小企業者がグループで行う生産性向上に向けた新たな取組等を支援するとともに、顧客との密接を避けることが難しい理美容業等の小規模事業者の感染防止策を支援する。

〔産業労働部・営業局〕

(10) 「新しい生活様式」に適応した公共交通機関の利用促進

県民の生活・経済の安定に不可欠な地域公共交通を安心して利用できるよう、安全運行を継続するために必要な対策を講じる事業者を支援するとともに、利用者に対し、時差出勤、マスクの着用及び会話を控えめにするなどの協力の呼び掛けなど、事業者、業界団体と一体となって取り組む。

〔企画振興部〕

(11) 不特定多数の人が利用する施設・店舗等における営業

スーパーマーケットなど、不特定多数の人が利用する施設・店舗等においては、その特性に応じて、入場制限、混雑時間帯の掲示、レジ等における物理的距離の確保など感染防止策を徹底するよう要請する。

特に、多くの県外者の利用が見込まれる博物館、美術館、観光施設等においては、必要に応じて施設利用者名簿の作成等による連絡先の把握について施設管理者に働きかける。

〔危機管理部・健康福祉部・産業労働部〕

(12) 施設・店舗等での感染者確認時の対応等

施設・店舗等の利用者や従事者等に感染者が確認された場合、保健所が実施する疫学調査への協力を求める。また、疫学調査の結果、感染拡大防止のため必要な範囲において、施設・店舗の名称を公表するとともに、安全が確認されるまで、一時閉鎖を実施した事業者を支援する。なお、飲食店等においてガイドラインに掲載されているような感染防止策が適切に講じられていなかったことが、感染の要因と考えられるときは、その旨を公表して感染防止策の徹底を促すことを改めて周知する。

〔危機管理部・健康福祉部・産業労働部〕

(13) 観光地・観光施設における感染防止対策

観光関連事業者に対し各業界におけるガイドライン等に基づく感染防止対策の徹底を依頼するとともに、本県を訪れる観光客に対しても「信州版 新たな旅のすゝめ」を活用して感染防止対策への協力を求める。

また、宿泊施設における感染疑い事例発生時の対応について明確化し、事業者、市町村等関係機関と連携・協力して、観光地における感染症対策の強化を図る。

〔健康福祉部・観光部〕

3 医療・検査体制の整備など更なる感染拡大への備えを進めるための取組 《重点2》

(1) 医療提供体制の充実

これまでの患者発生状況を踏まえた患者推計を基に、600人規模の感染者を想定して整理した、350名程度の入院患者（うち重症者48名）、250名程度の宿泊療養者のフェーズに応じた受入体制を維持するとともに、軽症・中等症・重症を治療する医療機関の具体的な役割分担や連携方法を決め、症状に応じて適切な医療が受けられるよう調整本部等で受入先を調整する。

〔健康福祉部〕

(2) 検査体制等の拡充

これまでの患者発生状況を踏まえた患者推計を基に、1日1,000件以上の検査が可能となるよう検査体制を強化していく。

引き続き、簡易診察及び検体採取を行う外来・検査センターを県下10医療圏に設置するとともに、十分な検査処理能力を確保することにより、円滑な検査体制を構築する。

また、有症状者相談窓口において、必要な方が適切なタイミングで医療を受けられるよう幅広く相談に応じる。

〔健康福祉部〕

（３）医療資材・人材の確保等

県として、医療機関等の需要を把握し、マスク等の必要な医療資材を確保しつつ、急激な感染者の増加により緊急にアイソレーションガウン、フェイスシールドといった医療資材を必要とする場合に、供給できるよう備蓄を図る。

また、人員が不足する医療機関等に対して必要な人的支援を機動的に行う体制を構築する。

福祉現場において、感染者が発生した場合に他の社会福祉法人からの応援職員を派遣する体制を構築する。

〔危機管理部・健康福祉部〕

（４）医療機関、社会福祉施設等におけるクラスター感染の防止等

重症化リスクの高い方が利用する医療機関や社会福祉施設等における院内（施設内）感染を防止するため、従業者等に発熱等の症状がある場合には、速やかに検査を実施するとともに、院内（施設内）において感染者が発生した場合には、その接触者に対して幅広く検査を実施するなど積極的に感染拡大防止のための措置を講じる。

また、クラスター感染を防止するため、発生施設に対し速やかにクラスター対策チームを派遣する。

〔健康福祉部〕

（５）「感染警戒レベル」による感染状況の把握と迅速な対策の強化

県独自に定めた感染警戒レベルによって、圏域ごとの感染リスクの状況を正しく把握するとともに、直近１週間の人口１０万人当たりの新規感染者数をはじめ、感染経路不明者の割合、受入可能病床数に占める入院者数の割合などの指標を常時モニタリングし、感染拡大の兆しを迅速に捉え、的確な対策の強化につなげる。

〔危機管理部・健康福祉部〕

４ 県民の皆様の生活を支え、経済の再生を図るための取組《重点３》

（１）長野県新型コロナ対策産業支援・再生本部会議における取組の共有等

事業継続を支援する「緊急支援フェーズ」、「新しい生活様式」の定着に向けた取組を支援する「適応（With コロナ）フェーズ」、本格的な経済再生に向けた「再生フェーズ（ワクチン等開発後）」ごとの課題や支援策について関係団体とともに共有・検討する。

〔産業労働部〕

（２）経営を継続し雇用を守る事業者への支援

事業者が必要な支援を受けられるよう、社会保険労務士、行政書士を配置する「産業・雇用総合サポートセンター」を地域振興局及び労政事務所に設置し、相談、書類作成、申請等を支援する。

〔産業労働部〕

（３）失業者等の就労支援

県・市町村・県民連携による「長野県あんしん未来創造基金」を県社会福祉協議会に造成し、新型コロナウイルスの影響による失業者等で、一般の就労支援で就職につながない方の就労を支援し、生活資金の確保を図る。

また、地域振興局の「就業支援デスク」を強化し、人手不足分野とのマッチングや職業訓練の提案など、失業者一人ひとりに寄り添った就労支援を実施する。

さらに、ジョブカフェ信州において、キャリアコンサルティングや職場実習の支援枠を拡充し、より多くの失業者や就職困難者の正規就労を支援する。

〔産業労働部〕

（４）信州地域支えあいキャンペーン

地域住民による旅館・ホテルの利用促進、県産食材や花きの積極的な購入、クラウドファンディングを活用した飲食店の支援など、各地域から支えあいの輪を広げ、県内経済の再生を促進する。

〔営業局・観光部・農政部〕

（５）With コロナ時代における観光産業振興に向けた取組

全国的な感染拡大を鑑み、市町村や関係者と連携して、引き続き地域・県民の支えあいによる県内観光振興を図る。

県外誘客については、感染状況が比較的落ち着いている地域を中心に各種 PR 活動や観光クーポン事業、小規模宿泊施設のための割引事業の実施など、観光振興のために切れ目のない対策を講じ、観光誘客を推進する。

また、新しい生活様式の定着による観光ニーズの変化への対応を地域とともに推進するため、「With コロナ時代における長野県観光振興方針(仮称)」を策定し、今後の観光関連産業の振興に向けた指針とする。

〔観光部〕

（６）新型コロナウイルス感染症の影響から県民の命とくらしを守る取組

新型コロナウイルス感染症の影響から県民の命とくらしを守るため、部局横断的に生活者支援や自殺対策の課題等を整理・検討し、市町村等と連携して、支援策の改善等の検討や効果的な情報発信を行う。

〔県民文化部・健康福祉部・産業労働部・教育委員会〕

(7) 農家等の経営継続に向けた取組

県産農産物の需給状況、価格動向を注視しながら、国の事業を最大限活用し、次期作や新たな生産・販売方式の導入に必要な経費等を支援するなど、農家の営農継続を後押しする。

また、県産花きの活用キャンペーンや、牛肉等の学校給食への提供などにより、県産農産物の域内消費の拡大を図る。

〔農政部・営業局・教育委員会〕

(8) 地域の支えあいによる消費の促進

大きな消費の落ち込みの影響を受けている事業者を県民一丸となって応援するとともに、「新しい生活様式」への対応を促進するため、地域の実情に応じて市町村が行う消費喚起の取組を支援する。

〔企画振興部〕

(9) 相談支援体制の強化

失業や離職等により生活に困窮している方の住まいの確保や就労に向けた支援を行うため、県が設置する生活就労支援センター「まいさぼ」の人員体制を強化する。

〔健康福祉部〕

(10) ひとり親世帯の支援

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、子育て負担の増加や収入の減少が生じている郡部にお住いのひとり親世帯を支援するための臨時特別給付金について引き続き広報等を行うとともに、対象者への給付を行う。

※ 市にお住いの方については、各市が実施

〔県民文化部〕

5 その他重要な事項

(1) 県立学校についての取扱い

以下の二点を最重要項目として、「県立学校再開ガイドライン」に基づき教育活動を進める。

- ・引き続き、感染リスクを可能な限り低減させる。
- ・子どもたちの学びを最大限保障する。

〔教育委員会〕

(2) 県有施設についての取扱い

県有施設（集会施設、展示施設、スポーツ施設、博物館、美術館、図書館

等)については、感染防止策の徹底を図りながら運営する。

〔各部局〕

(3) 県主催イベント・行事の実施のための当面の判断基準

県主催イベント・行事については、当面、別添「県主催のイベント・行事の実施のための当面の判断基準」に従い実施する。

〔各部局〕

(4) 民間主催のイベントに対する要請

民間が主催するイベント等については、以下の基準を遵守するよう要請する(特措法第24条第9項)。

また、イベントを開催する前に参加者へ接触確認アプリのインストールを促すことや、感染拡大防止のため必要に応じて参加者名簿の作成などにより連絡先等を把握することについて、イベント主催者に要請する。

さらに、全国的な人の移動を伴うイベント又は大規模なイベントの開催を予定する場合には、県に事前相談をするよう施設管理者又はイベント主催者に依頼する。

※イベント開催の目安

【8月1日～8月31日】

- ・屋内・屋外ともに5,000人以下
- ・上記人数要件に加え、屋内にあっては収容定員の半分程度以内の参加人数にすること。屋外にあっては人と人との距離を十分に確保できること。(できるだけ2m)

(注) 上記の人数は、主催者と参加者のいる場所が明確に分かれている場合には参加者数のみを計上することとし、主催者と参加者のいる場所が明確に分かれていない場合には両者を合計した数とする。

また、上記の人数に満たないイベントであっても、イベントの形態や場所によってリスクが異なることには十分に留意するとともに、参加者の名簿を作成して連絡先等を把握しておくなどの感染防止策を講じること。

- ・お祭り、花火大会、野外フェスティバル等の人数の把握が困難で全国的又は広域的な人の移動が見込まれるものは、中止を含めて慎重な検討を求める。
- ・地域で行われる盆踊り等、全国的又は広域的な人の移動が生じない行事については、十分な感染防止策を実施するとともに、接触確認アプリの活用を参加者に促進し、連絡先を把握する等の対策を講じること。

〔各部局〕

(5) 人権への配慮

患者・感染者、医療機関や福祉施設等で治療等に携わっている方々、交通機関や物流など県民生活の維持に必要な業務に従事されている方々やその家族に対し、人権侵害が起きないように、正確な情報発信や啓発など、人権に配慮した取組を行う。

また、感染拡大している地域に居住する方々や当該地域と行き来されている方々に対し、不当な差別的取扱いや誹謗中傷を行わないよう呼びかける。

〔県民文化部・各部局〕

新型コロナウイルス感染症は、咳・くしゃみや、2m以内でマスクをせずに会話を行うことで生じる飛沫が**目・鼻・口**に入ることによって感染します（**飛沫感染**）。また、**ウイルス**がついた手で**目・鼻・口**に触れることによって感染します（**接触感染**）。

感染を防止するための行動を**自ら考え実践**しましょう。

- 感染防止の3つの基本（**身体的距離の確保、人込みの中でのマスク着用、手洗い**）を徹底しましょう。
- 「**3つの密**」（密閉、密集、密接）を回避しましょう。
- 毎日の**健康チェック**を欠かさずに行いましょう。風邪症状があるときは、外出を避け、症状が長引くときや息苦しさや高熱などの**強い**症状がある時は、かかりつけ医や保健所に相談しましょう。

事業者の皆様は、次の取組をお願いします。

- **マスク着用**や**小まめな手洗い**をスタッフに徹底させましょう。
- スタッフの**体調管理**、**健康チェック**を行いましょう。
また、発熱の症状などがある人が**休みやすい環境**を整えましょう。
- **「3つの密」**（密閉、密集、密接）を作らない環境の整備に取り組みましょう。
- 施設内の**定期的な換気**や設備、器具などの**定期的な消毒・洗浄**を行いましょう。
- **在宅勤務**や、**時差出勤**、**交代制勤務**などによる勤務時間の分散等を推進しましょう。
- お客様に**咳エチケット**や**手指の消毒**を呼びかけましょう。
- **「新型コロナウイルス対策推進宣言」**を積極的に行うなど、お店の取組をお客様に**お知らせ**しましょう。

新たな日常の すゝめ



長野県PRキャラクター
「アルクマ」
©長野県アルクマ

新型コロナウイルスは、**目・鼻・口**から感染します。

飛沫
感染



咳・くしゃみや、2m以内でマスクをせずに
会話を行うことで生じる**飛沫が**

目・鼻・口に入ることで感染します。

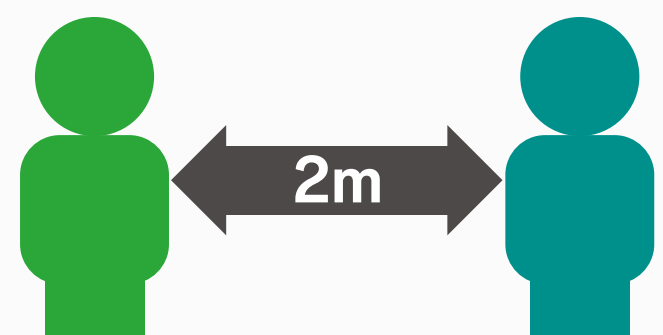
接触
感染



ウイルスがついた手で
目・鼻・口に触れること
で感染します。

感染を防止するための行動を**自ら考え実践**しましょう！

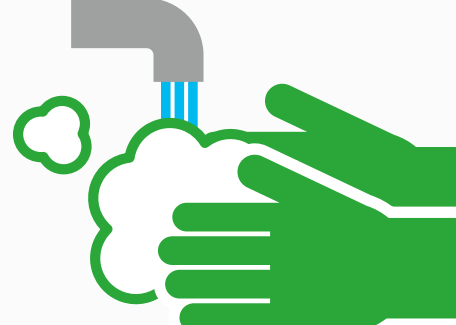
3つの基本



身体的距離の確保



マスクの着用
(人混みの中、会話の際)



手洗い・手指消毒

3密の回避



3つの確認

- ✓ 体温確認
- ✓ 体調確認
- ✓ 行動履歴確認

毎日の**健康チェック**を欠かさず
に行いましょう。風邪症状がある
ときは、外出を避けましょう。

症状が長引くときや息苦しさや高熱などの強い症状がある時は、かかりつけ医や有症者相談窓口にご相談しましょう。

県主催のイベント・行事の実施のための当面の判断基準（案）

ウイルスとの共存を図るため、感染拡大を予防する「新しい生活様式」を社会経済全体に定着させつつ、社会経済活動を実施していくことが求められています。

県としても、これまで延期していたイベント・行事についても感染防止に最大限の留意を払いながら、必要なものは実施していくこととします。各部局においては、イベント等を開催するに当たっては、新型コロナウイルス感染症が、飛沫や接触によりウイルスが目・鼻・口から入って感染することを踏まえ、参加者及び職員への感染を防止するための行動を自ら考え、工夫し、そして実践してください。

当面、県主催のイベント・行事の実施については、以下のとおり対応することとします。「新しい生活様式」の定着を推進し、県民の皆様の生活を支え、経済の再生を図るべく、積極的に業務を行いましょう。

なお、急激な感染拡大が生じた場合にあっては、イベント等の中止や施設の閉館等を行う必要があり、そうした事態にも常に備えておくこととします。

県主催のイベント・行事の実施のための当面の判断基準

1 県主催のイベント・行事開催の目安

【8月1日～8月31日】

- ・ 屋内・屋外ともに5,000人以下
- ・ 上記人数要件に加え、屋内にあっては収容定員の半分程度以内の参加人数にすること。屋外にあっては人と人との距離を十分に確保できること。（できるだけ2m）
- ・ 全国的又は広域的な人の移動を伴うものは、中止を含めて、慎重な対応を求める。

【9月1日～】（※国における検討経過を踏まえて、改めて検討する。）

- ・ 人数制限はなし
- ・ 屋内にあっては収容定員の半分程度以内の参加人数にすること。屋外にあっては人と人との距離を十分に確保できること。（できるだけ2m）
- ・ 全国的又は広域的な人の移動を伴うものは、感染状況を見つつ判断する。

（注）上記の人数に満たないイベント・行事であっても、その形態や場所によってリスクが異なることには十分に留意するとともに、必要な場合は、参加者の名簿を作成して連絡先等を把握しておくなどの対策を講じること。

2 県主催のイベント・行事を開催するに当たっての留意事項

イベント・行事を安全に開催するためには、「信州版『新たな日常のすゝめ』」の内容や、新型コロナウイルス感染症の特徴を踏まえながら、参加者及び職員への感染を防止するための対策・行動について、主催者自ら考え、工夫し、実践することが求められる。

担当部局は、以下の項目を参考としながら、安全な開催に向けて十分に検討したうえで、イベント等の準備を進めていくこと。

(1) 開催前

- ・ 風邪（発熱・咳等）症状がある方に対する入場拒否の可能性の事前の周知
- ・ 当該イベントの参加者で感染者が出た場合における、保健所の聞き取り調査協力の事前の要請
- ・ 接触確認アプリのインストールの事前の求め

(2) 会場準備

- ・ アルコール手指消毒液等の各所への設置、職員や参加者・利用者への手洗いや手指消毒徹底の周知
- ・ 参加・利用人数を施設規模（定員）の半分以上に制限
- ・ 座席の隣との間隔を一人席分空けるなど、十分な距離の確保（2 m程度の間隔、パネルの設置など）
- ・ 共有物など参加者の手が触れる物・場所について消毒用アルコール等による事前の拭き取りの実施

(3) 入場時

- ・ 職員や参加者・利用者にマスク着用の周知、着用なしの場合の配付等の対応
- ・ 入退時の出入口の分離、人の流れの一方通行化など、人と人が交錯する機会を極力減少させる等の配慮
- ・ 入場時の検温の実施
- ・ アルコール手指消毒液等を受付に設置し、手指消毒徹底の求め
- ・ 催物開催中、大声を出すことを控える等の参加者への周知

◆不特定多数の者が参加するイベントにおいて

- ・ 参加者名簿に、氏名・住所・電話番号の記載を求める等、感染者発生時における追跡・調査を可能とするための準備

(4) 終了後

- ・ 終了後に共用場所の消毒（拭き取り）の実施
- ・ 参加者のリストについて、長野県個人情報保護条例に従った適切な管理、また1 か月程度を目途とした廃棄

(注) 上記の項目をすべて満たさない場合であっても、直ちにイベント・行事の開催が不可となるわけではない。実施の形態や場所によってリスクが異なることに留意しながら、感染防止のための対策について十分な検討を行ったうえで、実施の判断を行うこと。